奥多摩町小口事業資金融資制度(開業)

＊ご相談・申し込みは下記へ
奥多摩町役場　観光産業課　Tel 83－2295
青梅商工会議所 奥多摩支所　（火・木のみ）

融資の条件等 制度内容	融資の対象者	資金使途	貸付限度額	利率（年利） 利率	利子補給	事業者負担	融資期間 返済方法	保証
開業資金	町内に住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において開業し1年未満同一事業を営み、市町村税（転入者については前居住区の市町村税）を滞納していない者。	運転資金 商品・材料仕入・買掛金・手形決済諸経費の支払い等	500万円	3.40 %	1.70 %	1.70 %	7年以内 （据え置6か月含む） 月賦均等償還	1人以上の連帯保証人または担保、あるいは信用保証協会の保証があること。
		設備資金 工場・店舗の増改築・機械類の購入、設備の設置改善（未着手の設備に限る）					9年以内 （据え置き12か月含む） 月賦均等償還	

【 申込人の資格 】
①町内に住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において開業し1年未満同一事業を営み、市町村税（転入者については前居住地区の市町村税）を滞納していない者。
②町議会議員の選挙権を有すること。（法人は除く）
③市町村税が年額 1,000円以上の納税者で、すでに納期を経過した分のすべての市町村税を完納していること。
④確実な1人以上の連帯保証人（法人の場合は代表者の他に1名以上）または担保あるいは信用保証協会の保証があること。
⑤従業員数が20人以下（ただし、商業・サービス業（旅館・宿泊業は除く）は5人以下）の事業者。

【 連帯保証人の資格 】
①一定の職業を有し、申込人と同居していない独立の生計を営んでいる世帯主で、町内に3年以上引き続き居住していること。
②町議会議員の選挙権を有すること。
③町税が年額 5,000円以上の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての町税を滞納していないこと。
④この融資につき他に保証していないこと。
⑤上記に関わらず町長が特に認めた者。

【申込に必要な書類 】
①融資申込書（所定用紙）
②事業計画書(所定用紙)見積書・図面カタログなど
③最近の決算書及び確定申告書控（1期分）
④住民票
⑤最近の試算表（決算後6か月以上経過の法人のみ）
⑥登記簿謄本（3か月以内のもの、法人のみ）
⑦申込者の市町村税の納税証明書（町民税・固定資産税・軽自動車税）
＊法人の場合は法人と代表取締役の両方の納税証明書が必要。
＊保証人付きで申し込む場合は保証人の納税証明書も必要。
（納税証明書は全て役場庁舎・古里出張所にて入手できます。）

【 その他 】
①信用保証料については町から1／2の補助があります。（所定用紙で申請してください。）
②融資の限度については貸付限度額の範囲内において、再度融資の申込みをすることができます。
③利子補給率が1．6%以下の場合は、本人負担を0．1%を最下限とし、利子補給率は利率から0．1%引いた補給率とします。
④利率は長期プライムレートが変動した場合に変更となります。

令和8年10月8日現在